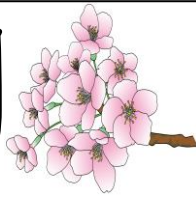


# ほけんだより



児童数配布(年度初めのため)

4月号 令和8年 4月 6日

鷹南学園三鷹市立中原小学校

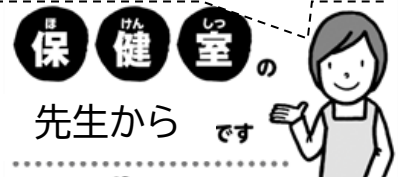
校長 佐藤勇人・養護教諭

かわいらしい1年生を迎えて新年度が始まりました。

「ほけんだより」では、みなさんの健康に関する情報や保健行事予定、各ご家庭でお願いしたいことなどをお伝えしていきます。

今週から健康診断が始まります。春のご多忙な時期ではありますが、保健書類の提出や持ち物についてのご協力をよろしくお願いいたします。

中原小のみんなが、心もからだも元気いっぱい、笑顔いっぱい、楽しい学校生活を送られるよう、お手伝いしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。



## 健康診断カレンダー4月

配布物 提出物 持ち物・連絡など

日	月	火	水	木	金	土
5	6 始業式 入学式	7	8 聴力検査 (5年)	9 身体計測 (全学年)	10 聴力検査 (3年)	11
★保健調査票 ※1年生は入学式受付にて回収 ★心臓検診調査票 1年配布		4月9日(木)提出締切 ★保健調査票 2~6年 ★心臓検診調査票 1年				
13 聴力検査 (2年)		14	15 視力検査 (3年) めがね 尿検査配布 全学年	16 歯科検診 (3,5,6年) ☆朝のはみがきを忘れずに!	17 視力検査 (5年) 尿検査 (全学年) 提出(朝9時) 尿検査の回収 全学年	18
20 内科検診 (3,4年) 尿検査予備日① (未提出者) 提出(朝9時) 尿検査の回収 未提出者		21 内科検診 (2,6年) 体育着	22 視力検査 (1年) めがね	23 歯科検診 (1,2,4年) ☆朝のはみがきを忘れずに!	24 視力検査 (2年) めがね	25
26	27 視力検査 (4年) めがね	28 眼科検診 (1,2,3,5年)	29	30 視力検査 (6年) めがね	5月1日 聴力検査 (1年)	

個人情報保護封筒(ピンク色)に入れて、期限までここに提出ください。

裏面もご覧ください。

# 保健書類について

★『児童調査票』の中に**結核検診問診票・運動器検診保健調査票**が今年度から一緒になっています。**新年度の学年を記入**していない方はもう一度記入、記入済みの方は**再度確認**していただきご提出をお願いします。今年度より変更のためお手数をおかけしまして申し訳ありません 【提出日：9日（木）】

★『学校生活管理指導表』に関しては食物アレルギー・気管支喘息・腎臓・心臓など学校で管理指導が必要な方に2月末にはご連絡をしています。病院予約、定期健診の期日でまだ提出ができていないご家庭もあることと思います。新年度が始まりますので未提出に関しましては学校にご一報ください。関係書類がお手元がない場合や新たな疾患についてご相談がある場合は保健室までご連絡ください。受診後はなるべく早めのご提出をお願いいたします。



# 学校感染症になった場合について

三鷹市公立小・中学校では、学校感染症及び流行性疾患に罹った場合、治癒証明として学校へ出席停止についての書類を提出していただいております。**全ての学校感染症に対して保護者記入による「登校届（学校感染症及び流行性疾患登校届）」（以下「登校届）」の提出**に統一されています。

★**登校届**：病院で学校感染症の診断を受けた場合、各ご家庭で

**保護者の方が記入し、お子さんの登校再開の日に学校へ提出**してください。

【学校感染症の種類】

新型コロナウイルス、インフルエンザ、百日ぜき、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、感染性（ウイルス性）胃腸炎（ノロ・アデノウイルス等）、帯状疱疹 等

【注意点】

学校での集団感染を予防するため、学校感染症登校届の提出には、病院を受診し、診断されることが必要です。**医師と出席停止期間（学校を休まなければならない日数）は必ず相談**していただき、**必要事項の記入**をお願いします。

★学校感染症登校届の様式は、中原小学校のHPから、ご家庭でダウンロード(印刷)ができます。ご家庭で印刷ができない場合は、学校に用意がありますので、学校教職員までお声かけください。

★欠席、遅刻、早退等の連絡は緊急の場合を除き、朝8:15までに、校支援(保護者連絡帳アプリ)タブレット入力でお知らせください。

# 日本スポーツ振興センター給付について

三鷹市教育委員会では、市内小・中学校に在学するお子さんたちの不慮の災害に備えて、『日本スポーツ振興センター災害共済給付金』制度と契約を結んでいます。管理下及び登下校中の事由による負傷があった場合は、早急に担任にご連絡ください。「医療等の状況」という書類をお渡ししますので病院で記入をしてもらい学校にご提出ください（月ごと）3～4ヶ月程で給付金が振り込まれます。

★学校の管理下及び登下校中とは

- ・授業中（クラブ活動含む）
- ・学校の教育計画に基づく課外指導中
- ・休憩時間中、及び校長の定めた特定時間
- ・通常の経路及び方法による通学路での登下中

★療養に要する費用の額が5000円（500点）未満の場合は給付の対象にはなりません。③・④医療をご利用ください。災害共済給付制度が他の公費医療助成制度より優先して適応されますので医療証は原則使用できません。やむを得ず⑤医療証を使用する場合はお伝えください。